

区分	D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉、野菜、菓子、 ラーメン、果実、 おから、骨、卵、 卵の殻、缶詰及び 瓶詰めの中身、ア イスクリーム		可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)。 【事業系】 食料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、可燃性容器詰 めすること(1個あたり50kg以下) 【事業系】 食料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場300kg
種・苗			土砂等を除去すること 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場2トン
ペットフード			可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと 【事業系】 食料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場2トン
ペースト状食品 類	ソース、マーガ リン、ヨーグルト、 バター、ケチャッ プ、マヨネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内 部がアルミコーティングされている もの)	【事業系】 液状及び米ぬかの場合、事業者によ る搬入は不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場300kg
		(上記以外)	【事業系】 液状及び米ぬかの場合、事業者によ る搬入は不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖、小麦粉、米 ぬか(乾燥したも の)		【事業系】 米ぬかの場合、事業者による搬入は 不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場1トン
配合飼料			可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場1トン
食用油			【事業系】 事業者による搬入は不可。 【家庭系】 ウエス、紙類に含ませること(液状の ままのものは搬入禁止)	工場300kg